

平成26年度第2回諫早市健康福祉審議会

1 日 時 平成27年2月12日(木)午後3時～

2 場 所 諫早市役所本館5階 大会議室

3 出席者 委員 18名

今川洋子委員

大久保てるひ委員

大峰信仁委員

小川政吉委員

亀井道信委員

亀崎ゆかり委員

川原 聡委員

崎村芳子委員

佐藤光治委員

高以未眞須美委員

田鶴俊明委員

出口喜男委員

中野伸彦委員

原 安生委員

松本幸子委員

満岡 渉委員

峯 信幸委員

森多久男委員

欠席者 委員 2名

管原正志委員

中島コト委員

4 会議次第

1 開会

2 議事

(1) 議事録署名人指名

(2) 諫早市障害者福祉計画について

① 答申案について(議事資料1-1、1-2)

② 答申書案について

(3) 諫早市子ども・子育て支援事業計画について

① 答申案について(議事資料2-1、2-2)

- ② 答申書案について
 - (4) 諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について
 - ① 答申案について（議事資料3-1、3-2）
 - ② 答申書案について
 - (5) 諫早市健康福祉審議会運営要領の改正について（議事資料4）
 - (6) その他
- 3 閉会

【第2回健康福祉審議会】

1. 開会

○事務局

ただいまから平成26年度第2回諫早市健康福祉審議会を開催いたします。

本日、管原正志委員及び中島コト委員につきましては、会議に欠席の旨連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席は18名で、諫早市健康福祉審議会条例第7条第2項により委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを御報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。あらかじめお送りしておりました資料をお持ちでない方はお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、まず、お送りしておりました資料の確認をさせていただきます。議事資料1-1として諫早市障害者福祉計画の答申案、議事資料1-2として同計画の概要、議事資料2-1として諫早市子ども・子育て支援事業計画の答申案、議事資料2-2として同計画の概要、議事資料3-1として諫早市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の答申案、議事資料3-2として同計画の概要、議事資料4として諫早市健康福祉審議会運営要領の案、最後に、参考資料として、前回7月に開催した本審議会の議事録でございます。

それから、本日お配りしております資料としまして、次第及び委員名簿、赤いインデックスをつけておりますが、諫早市障害者福祉計画の答申書案、諫早市子ども・子育て支援事業計画の答申書案、諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の答申書案を用意しておりますので、御確認ください。

なお、発言をされるときは、お手元のマイクのボタンを押されてから発言をされるようお願いを申し上げます。

それでは、議事進行を田鶴会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2. 議事

(1) 議事録署名人指名

(2) 諫早市障害者福祉計画について

① 答申案について

② 答申書案について

(3) 諫早市子ども・子育て支援事業計画について

① 答申案について

② 答申書案について

(4) 諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について

① 答申案について

②答申書案について

(5) 諫早市健康福祉審議会運営要領の改正について

(6) その他

○会長

こんにちは。会長を仰せつかっております田鶴でございます。

皆様、大変お忙しい中、そして寒い中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。本日は、諫早市障害者福祉計画、諫早市子ども・子育て支援事業計画及び諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の答申案について御審議をいただくことにしておりますので、議事進行につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

この会議の議事録署名人を指名させていただきたいと思います。亀崎ゆかり委員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

亀崎委員、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次に、諫早市障害者福祉計画について、答申案を議題といたします。

本計画は、平成26年7月の会議の際、市長より諮問を受けまして、障害福祉部会に審議をお願いしておりました。

それでは、峯部会長から報告をお願いいたします。

○部会長

障害福祉部会、部会長の峯と申します。よろしく申し上げます。

平成26年7月7日に市長から諮問されました諫早市障害者福祉計画の策定について、障害福祉部会において調査と審議を行いましたので、その結果について御報告を申し上げます。

まず、お手元の議事資料1-1の4ページをお開きください。そこに、今までのスケジュールについて記載しておりますので、それに沿って御報告をいたします。

まず、8月8日に開催いたしました第1回の障害福祉部会では、計画策定の方針や現計画の進捗状況についての報告がございました。また、計画策定に当たって利用者へのアンケート調査を実施したいということで、アンケート内容についても審議を行いました。

それから、8月にサービス利用者に対するアンケート調査を行い、9月30日、第2回障害福祉部会で計画の序章、第1章の諫早市における障害のある人の現状、第2章の、施策の現状と課題及び今後の取り組み、つまり、基本政策の素案に対する審議とアンケート調査の結果の報告及び施設事業者へのアン

ケート調査の実施について審議を行いました。

その後、10月に事業者に対しまして、平成27年度から29年度の間における新たな障害福祉サービスの展開などの予定があるかについてのアンケート調査を行っております。

12月26日の第3回障害福祉部会では、第2章の施設の現状と課題及び今後の取り組み、第3章の本市における障害者施策の体系、第4章の障害福祉サービスの提供体制、第5章の計画の推進体制と事業者に対しましてアンケート調査の結果報告やパブリックコメントの実施について審議を行いました。このパブリックコメントにつきましては、計画の素案を市のホームページに掲載し、また、障害福祉課、支所の地域総務課の窓口にて閲覧ができるようにして、広く市民の皆様にご意見を求めたところでございますが、意見は集まってまいりませんでした。

障害者総合支援法の規定により、計画を実施するに当たっては、地域自立支援協議会の意見を聞かなければならないことになっていることから、1月29日に諫早市地域自立支援協議会を開催いたしまして、地域自立支援協議会の委員に対し、計画の素案についての意見を求めたところでございます。

2月6日の第4回障害福祉部会では、諫早市地域自立支援協議会の御意見を踏まえて、諫早市障害者福祉計画の最終案について審議を行いました。そして、本日提出した答申案として取りまとめております。

なお、答申案の具体的な内容につきましては、事務局のほうから補足をして説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局

障害福祉課長の小林と申します。よろしくお願い申し上げます。

議事資料の1-2をお開きください。諫早市障害者福祉計画（答申案）の概要版のほうで説明をさせていただきます。

まず、計画策定の趣旨ですが、障害者総合支援法の施行などの制度改革やこれまでの取り組みの成果、国が定めた基本指針などを踏まえ、平成23年度に策定した第3期障害者福祉計画に必要な見直しを行い、第4期障害者福祉計画として策定をしたものでございます。

次に、計画の期間ですが、平成27年度から平成29年度までの3年間としております。

次に、基本目標及び基本施策ですが、諫早市地域福祉計画に定める基本理念、市民一人一人の尊厳が保たれ、安心して暮らすことができるまちづくりの実現に向け、「共に支え合う地域社会の実現へ～共生のまちづくり～」ということを基本目標としております。基本目標を達成するため、3つの施策を重点的に

進めていくこととしております。

まず1つ目が、障害者福祉サービスの充実ということです。障害のある人が必要となる情報の提供や障害福祉サービスの利用支援など、適切な相談助言ができるような総合的な相談支援体制の整備、また、利用者が必要としているサービスを適切にできるような介護等のサービスの充実など、ここに記載をしております8つの項目について、計画のほうに盛り込んでおります。

2つ目が、バリアフリー化を推進するためということです。障害及び障害のある人への理解を深めるための心のバリアフリーなど、ここに記載をしております3つの項目につきまして、計画のほうに盛り込んでおります。

右側のほうになりますけども、3つ目が、安全な暮らしを確保するためということです。防犯・防災体制の確立など、2つの項目を計画に盛り込んでおります。

次に、(3) 障害福祉サービスの提供体制ということですが、大きく4つの項目があります。

1つ目が、平成29年度を目標年度とする福祉施設入所者の地域生活への移行と、福祉施設から一般就労への移行についての数値目標の設定でございます。平成29年度末時点の施設入所者数の削減見込み数と、入所施設からの地域移行者数、地域移行といたしますのは、施設を出てアパートやグループホームなどで生活をするを言いますが、それぞれその数を設定しております。また、平成29年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数、平成29年度末時点の就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合をそれぞれ設定しているところでございます。

2つ目が、指定障害福祉サービスです。まず、介護給付といたしまして、訪問系のサービス、生活介護、いわゆるデイサービスや、それから施設入所など、ここに記載をしております8つのサービスについて、それぞれサービスの種類ごとに平成27年度から平成29年度の各年度の必要量を見込んでいるところでございます。

訓練等給付といたしましては、一般企業等への就労希望者に対して必要な知識や、能力の向上のための訓練を行う就労移行支援、それから一般企業などでの就労が困難な人を対象として、就労の機会を提供するなどの就労継続支援、これはA型とB型がありますけども、これらなど5つのサービスにつきまして、それぞれサービスの種類ごとに平成27年度から平成29年度の各年度の必要量を見込んでいるところでございます。

それから、次のページになりますが、相談支援といたしまして、これは障害福祉サービスを受けるために利用計画を作成することを言いますが、相談支援

など3つのサービスについて、それぞれサービスの種類ごとに平成27年度から平成29年度の各年度の必要量を見込んでいるところでございます。

3つ目が、障害児通所支援事業です。就学前の障害児の方を対象とした児童発達支援や、就学中の障害児を対象とした放課後等デイサービスなど、4つのサービスにつきまして、その種類ごとに平成27年度から平成29年度の各年度の必要量を見込んでいるところでございます。

4つ目が、地域生活支援事業です。手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を行う意思疎通支援事業や、障害のある人に対し、日常生活がしやすいようにするための用具を給付する日常生活用具給付事業、それから、日常的に介護をしている家族の一時的な休息等を支援する日中一時支援事業など、ここに記載をしております14の事業につきまして、平成27年度から平成29年度の各年度の必要量を見込んでいるところでございます。

最後になりますけれども、(4)計画の推進体制ということで、計画に定める事項につきまして、定期的に調査・分析及び評価を行うことを明記しました計画の進行管理・評価体制など、3つの項目について計画のほうに盛り込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○会長

ありがとうございました。部会での審議、そして取りまとめ、大変お疲れさまでした。

ただいまの報告、説明や計画全体につきまして、御質問などございましたらよろしくお願ひを申し上げます。何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ないようでしたら、お諮りをしたいと思います。

本案、諫早市障害者福祉計画答申案について承認をいたしたいと思ひますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。それでは、本案を承認することといたします。

次に、答申書案についてを議題といたします。

ただいま御承認をいただきました内容を、お手元にお配りしております答申書として市長宛て答申いたしたいと思ひます。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

御異議ないということですので、この答申書案を承認することといたします。

次に、諫早市子ども・子育て支援事業計画についての答申案を議題といたします。

本計画の諮問は平成25年8月で、次世代育成支援対策部会に審議をお願いしておりました。

それでは、中野部会長から報告をお願いいたします。

○部会長

次世代育成支援対策部会長の中野でございます。

それでは、次世代育成支援対策部会の報告をこれよりいたします。

次世代育成支援対策部会では、平成25年8月8日に市長から諮問されました諫早市子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして、平成25年度に2回、平成26年度に5回、合計7回にわたって会議を重ね、計画案を取りまとめました。

この事業計画は、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度における幼稚園や保育所などの幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援センターや学童クラブなどの地域の子育て支援につきまして、ニーズ調査や人口推計により推計した各サービスの量の見込みに対応する供給の確保方策を定める事業計画となっております。

これまでの会議の審議状況について報告いたします。

平成25年10月の第1回では、事業計画のイメージや、子育て世帯の保護者へのニーズ調査票などについて審議を行いました。

平成26年3月の第2回では、ニーズ調査結果と量の見込みの算出に当たった考え方などについて審議を行いました。

平成26年7月の第3回では、ニーズ調査結果や人口推計をもとに推計した各サービスの量の見込みなどについて審議を行いました。

平成26年8月の第4回では、量の見込みに対応する施設の整備や定員の確保といった供給の確保方策などについて審議を行いました。

平成26年10月の第5回では、事業計画骨子案などについて審議を行いました。

平成27年1月の第6回では、事業計画素案などについて審議を行いました。

平成27年2月の第7回では、事業計画案などについて審議を行い、部会としての計画案の取りまとめを行いました。

以上、約1年半にわたって審議を行ってまいりましたが、それぞれの委員さんには、関係団体や有識者のほか、幼稚園や保育所の職員さん、あるいは保護者の代表も含まれておりまして、各方面からの意見を反映した計画案になった

のではないかと考えております。

なお、計画案の具体的な内容につきましては、事務局から補足して説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

こども支援課長の関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事資料2-2をごらんください。諫早市子ども・子育て支援事業計画（答申案）の概要という資料でございます。

まず、計画策定の趣旨・位置づけでございます。子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法が制定をされ、子ども・子育て新制度が平成27年度から施行されることとなりました。本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村実施計画として、また、社会全体で子どもの子育てと家庭の親としての親育ちを支援していくための計画として策定するものでございます。

2番目です。計画の期間でございます。計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間でございます。

3番、計画の体系でございます。基本理念、基本目標、基本施策を掲載しております。本計画は、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することができる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、次の基本理念と基本目標を掲げ、それを実施するために5つの基本施策を定めております。

まず、基本理念として、「健やかな子どもを育む「子育て・子育て支援のまち」いさはや」という標語的な理念を掲げております。

次に、この基本理念を達成するための目標として、次の3つの視点からの基本目標を掲げております。まず、健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくりとして子どもの視点からの目標、次に、安心して産み育てることができるまちづくりとして家庭や親の視点からの目標、それから、地域社会で子育てを支えるまちづくりとして社会の視点からの目標でございます。この3つの目標の達成に向けて、下に5つの基本施策を実施することとしております。

具体的には、資料の右側の4、基本施策の展開をごらんください。

まず、基本施策1、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援でございます。

(1)として、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質の改善でございますが、①の量的拡充は、子ども・子育て支援法に基づき定めることとされております法定事項でございます。幼稚園や保育所などの教育・保育施設を利用したいというニーズ量と、それに対応するための確保の方策、いわゆる施設の利用定員を定める計画でございます。具体的な数値につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

②の質の改善は、そこに書いておりますけれども、子どもの最善の利益の実

現に向けた職員配置の充実、職員の資質向上に向けた研修等の充実に関する事項を規定しております。

(2) の地域子ども・子育て支援事業でございますが、この事業は、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施する事業でございます。諫早市におきましては、①から⑪までの11の事業を実施する予定でございます。

(3) のその他の子ども・子育て支援につきましては、子ども・子育て支援法に基づく法定の事業ではございませんけれども、これまでの子育て支援に関する本市の計画でございました諫早市次世代育成支援行動計画に規定をしておりました事業などにつきまして、施策の整理等を行い、新しい計画においても実施するものでございます。

次に、基本施策2、子どもの成長に合わせた子育て支援でございますが、生まれた赤ちゃんのときから小学校の学童期ぐらいまでの期間につきまして、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行うための施策を規定しております。

次に、基本施策3、子育て家庭の親としての支援でございますが、少子高齢化や核家族化の進展により、子育て家庭を取り巻く環境も変化してきております。そのような中で、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげるための施策について規定するものでございます。

次に、2枚目をごらんください。

基本施策4、地域社会で取り組む子育て活動の充実でございます。少子高齢化や核家族化が進む社会では、地域社会全体で子育て家庭を支援することが重要であるという考えのもと、地域のボランティアなどによる支援や、職場・企業なども対象にした仕事と育児の両立支援、いわゆるワーク・ライフ・バランスなどにつきまして規定しているものでございます。

最後に、基本施策5、支援が必要な子どもや家庭のための支援でございますが、子どもに関する専門的な知識等により支援が必要な子どもや家庭などにつきまして、それぞれ3つの項目を掲げておりますが、項目ごとの支援を行うものでございます。

次に5、教育・保育の量の見込みと確保の方策でございます。この項目は、先ほど説明をいたしました基本施策1の量的拡充を数値化したものでございます。

(1) の教育・保育提供区域の設定でございますが、教育区域、これは主に幼稚園の区域になります。諫早市全域を1つの区域としております。それから保育の区域、これは主に保育所の区域になります市内を4つの区域に分割をいたしております。

具体的な数値につきましては、(2) の幼児期の学校教育・保育の見込み量

と確保の方策の部分でございます。教育の区域につきましては、下の表の平成27年度の1号と書いております部分を見ていただきますと、①の見込み量が1,095人となっており、②の確保の方策が、これは施設の定員のこととなりますけれども、1,770人となっております。見込み量よりも確保の方策、定員数が多いという状況でございます。この状況は、5年後の平成31年度も変わりがないので、教育の区域につきましては新たな定員の増は行わないことといたしております。

次に、保育の区域でございますが、同様に表を見ていただきますと、東部区域の平成27年度の2号②の欄でございますが、見込み量が368人で、確保の方策、定員数が411人となっており、見込み量よりも確保の方策が多い状況であり、新たな定員の増は行わないこととしております。

次に、中央区域の表を見ていただきますと、見込み量が931人、確保の方策が853人と、見込み量のほうが確保の方策よりも多い状況にありますので、年次的に定員の増を図ることといたしております。

同様にさせていただきますと、西部区域につきましては定員の増を図る区域、それから南部区域につきましては定員の増は行わない区域という計画でございます。

最後に、(3)地域子ども・子育て支援事業でございますが、この事業は、基本施策1で説明した11の事業になります。①の延長保育事業につきましては、保育の提供区域と同じ4つの区域に分けております。②の放課後児童健全育成事業につきましては、各小学校区ごとに区域を設定し、28区域となっております。その他の事業につきましては、諫早市全域を1つの区域として、それぞれの量の見込みと確保の方策を定めております。具体的な数値につきましては、議事資料2-1の計画書の答申案に記載をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。部会での7回の審議、1年半にわたり審議を進めてこられたということでございまして、取りまとめにつきましても大変お疲れさまでした。

ただいまの報告、説明や計画書全体につきまして、御質問などございましたらよろしく願いいたします。

A委員、お願いします。

○A委員

私は、この部会のほうに入ってなかったんですけども、この計画書の47ページに病児保育事業ということで、この諫早市内においても2つの医療機関

で事業を実施していきますということで書かれておるわけですがけれども、まずお尋ねは、こういう病児があった場合に、家庭で保育が困難なときにこの医療機関で保育をしますよということですがけれども、2つの医療機関の名称と、その利用状況等についてわかれば、どれぐらいの利用があるのかなのかというところを教えてもらえないでしょうか。

○事務局

計画書の議事資料2-1、23ページに病児保育事業、病児・病後児保育事業を書いております。名称は、「ぞうさんルーム」という小児科、これは城見町にあります医療法人前田小児科さんでございます。それから「びっきーハウス」、これは多良見町にございます医療法人みどり会ますだ小児科医院さんでございます。この2医院で今、事業を実施されております。

これまでの実績を記載しておりますけど、大体2,000人から2,500人ぐらいで、インフルエンザ等の病気があると若干多いのかなという状況で、今後の計画も大体そのぐらいの推移という見込みを立てております。現在2カ所でカバーができておりますので、当面はこの2つの医院のほうで実施をしたいと思っております。

○A委員

わかりました。ありがとうございました。この2カ所でこういう2,400人ぐらいの利用が実績としても挙がって、今後もこれを拡充していきますということですから、これは非常に私もいい事業だと思いますので、ぜひ力を入れてやっていただければと思います。

私、前回のこの審議会のときにもこの病児に関連して、保育中にぐあいが悪い子どもがいたらこういった医療機関で保育をしましょうという事業ですがけれども、保育所に行っていて途中で熱が出たなどでよく母親に連絡が来て、迎えに行かないといけない。母親は仕事をしているといった場合に、仕事を休んで迎えに行かないといけない。ここのところを何か解決する、対応する方法はないものかというお話を前回のこの審議会で申し上げていたかと思えます。

今回のこの答申案は非常に私もよくできていると思いますが、これは要望として申し上げておきますけれども、次回、3年後あたりにまたこういう計画をされるときには、何かそういう、母親が安心して仕事に行けるか、そういう仕事ができるような体制を整えてやるためにも、保育所に看護師等の配置というようなものを、全保育所というのはなかなか難しいのかもしれませんが、モデル的に何個かでもぜひ取り組んでもらうような何かができないものかなというのをちょっと御要望として申し上げておきたいと思えます。次回以降に検討していただければと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。貴重な今後の計画に向け大事な問題だと思えます。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

特になければ、以上をもって質疑を終了して、お諮りをいたします。

本案、諫早市子ども・子育て支援事業計画答申案について承認いたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。それでは、本案を承認することといたします。

次に、答申書案についてを議題といたします。

ただいま御承認いただきました内容を、お手元にお配りしております答申書に添え、市長に答申いたしたいと思えますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。御異議がないようですので、この答申書案を承認することといたします。

次に、諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画についての答申案を議題といたします。

本計画の諮問は平成25年8月で、高齢福祉部会に審議をお願いしております。

それでは、満岡部会長から御報告をお願いいたします。

○部会長

高齢福祉部会の満岡です。よろしく申し上げます。

議事資料3-1の5ページをお開きください。

諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定するに当たり、平成25年11月、平成26年7月と10月、さらに平成27年1月9日と1月29日の5回にわたって会議を重ね、計画案を取りまとめました。これまでの会議の要点を御報告いたします。

まず、平成25年11月の第1回目は、本計画策定の考え方及びスケジュール、高齢者の実態調査等について審議をしています。計画は平成27年度から3年間のもので、老人福祉法と介護保険法に基づき市町村が一体的に策定するものです。

策定スケジュールにつきましては、各実態調査等を参考にして計画素案を作成し、最終的に平成27年2月までに部会案をまとめることを確認いたしまし

た。

本計画の策定に向けて4つの調査が行われました。日常生活圏域ニーズ調査手法による高齢者実態調査、介護保険サービス新規参入等意向調査、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス等導入検討調査、療養病床転換意向調査です。これらの内容や項目を精査し、委員の意見を集約して修正を加えました。このアンケートの実施内容につきましては、次、計画案の6ページに記載しております。

平成26年7月の第2回目は、国から示された介護保険法の主な改正内容について説明を受け、平成24年度から26年度までの事業実施計画と見込み、高齢者実態調査等の実施結果について報告を受けております。

平成26年10月の第3回目は、国が示した計画策定の骨子となる指針、あわせて計画書の項目や校正案をもとに、これまでの事業実施状況や実態調査等の結果を踏まえ、計画の素案について1回目の審議をいたしました。委員からは、地域包括ケアへの具体的な取り組みをどう考えているのかという御意見、認知症施策への早期の取り組みについての要望などがありました。

平成27年1月9日の第4回目の部会においては、素案審議の2回目として、介護サービスの基盤整備方針、介護サービスや介護予防サービス、地域支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業の見込み量などについて審議をいたしました。委員からは、認知症の方がふえる中でのグループホームの整備への考え方や利用状況についての質問、給付費が上昇する中で、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するメニューでは、利用者負担金を上げ、利用料を抑えることも必要ではないか等の御意見などがありました。

平成27年1月29日の第5回目では、第4回目の部会意見を踏まえた計画案について審議を行いました。素案に対して適正な修正が加えられているということで委員の承認を得ました。

さらに、今回の計画についても1月13日から1月26日までパブリックコメントを実施いたしました。市のホームページや高齢介護課、支所の地域総務課などで意見を募集しましたところ、意見が1件ございました。内容についての照会と市の考え方の説明を受け、部会としては計画書の内容の変更や追加ではなく、有意義な意見として今後の施策を推進する上での参考にさせていただくことといたしました。

以上、簡単ではございますが、私からの報告といたします。計画案の内容につきましては、事務局から説明させていただきます。

○事務局

高齢介護課長の小山です。よろしく申し上げます。

まず、議事資料3-2でございます。諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保

険事業計画（答申案）の概要でございます。

まず、1の基本的事項でございますけれども、まず1番目、根拠・位置づけですけれども、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づきまして、高齢者福祉施策と介護保険事業の施策の内容について一体的に策定することとなっております。

2番目の基本理念は記載のとおりでございます。

3番目の計画の期間ですけれども、27年度から29年度までの3年間でございます。

4番目の策定の経過でございますけれども、健康福祉審議会に平成25年8月8日諮問をいたしまして、記載のとおり、高齢者福祉部会を5回開催いたしまして、最終的に今現在の状況でございます。

5番目、他計画との連携ですけれども、次の計画との整合性を図って計画をしております。

6番目、基本データですけれども、まず、(1)の人口、(2)の世帯全体、そして(3)の高齢者世帯、(4)の高齢者数・高齢化率、右側の(5)の要介護等の認定者について基本データとして策定をしております。

次に、2の地域包括ケアシステム構築に向けた計画ということで、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で暮らし続けるために、次のような考えに立って高齢者福祉・介護保険事業施策の推進に取り組むこととしております。

次に、下のほうの2番目ですけれども、2025年を見据えた目標といたしまして、団塊の世代の方が75歳以上になる平成37年を見据え、記載事項について取り組みをすることとしております。

次のページをお開きください。ページの左側でございますけれども、これは諫早市地域包括ケアシステムの姿図でございます。

次に、右側3の高齢者福祉事業でございますけれども、まず、1番目の高齢者の生きがいづくりといたしまして、1番目から第6番目まで記載している事業を支援して実施することといたしております。例えば、(1)ですと、交流の場の提供ということで、ふれあいいいききサロンの活動などの支援を行うということでございます。

次に、中段の2番目の見守り・在宅サービス支援についてでございますけれども、この分については、高齢者が住みなれた地域で安心して在宅生活を送れるように、(1)の見守り支援体制の拡充、そして(2)の在宅生活支援事業の提供ということで、このような事業を支援することといたしております。

次、3番目の施設サービスの充実等についてでございますけれども、在宅での生活に支障がある方への生活の場を提供する事業について、(1)から(3)について取り組むこととしております。例えば、(1)の在宅生活困難者への住居提供ということで、養護老人ホームの措置事業、そして生活支援ハウスの

運営事業などがございます。

次のページをお開きください。4の介護保険事業でございます。

1番目の介護サービスの基盤整備といたしまして、(1)の地域密着型サービス、これは諫早市民のみが利用できるサービスでございますけれど、この分につきましては、施設申込者の状況及び認定者数の増等を考慮いたしまして、地域密着型介護老人福祉施設、定員29名以下の特養でございますけれど、これと在宅生活支援のために定期巡回・随時対応型訪問介護看護を一定数整備することとしております。そして、グループホームや小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにつきましては、新たな整備は行わないということしております。

(2)の介護保険3施設及び特定施設入居者生活介護施設でございますけれど、この分につきましては、3施設及び特定施設入居者生活介護施設の新たな整備は行わないということでございます。その3施設と特定施設については、説明書きのとおりでございます。

2番目の介護サービス、介護予防サービス給付等の推計でございます。一応平成26年度以降は見込みとしております。まず、左側のほうの区分でございますけれど、まず、左側の第5期の分は実績でございます。そして、第6期は計画ということです。まず、左側の65歳以上高齢化率、認定者数、そして給付費というふうに区分けをしております。

次に、3番目の地域支援事業でございます。(1)の予防事業として記載している事業に取り組むこととしております。

(2)の包括的支援事業につきましては、包括支援センターの運営に係る業務を行っていることでございます。①から⑥の事業でございます。

(3)任意事業では、要介護者等を介護している家族等を支援する事業について実施をするということで、①から⑧までの事業を実施するということとしております。

右側のページでございますけれど、(4)の介護予防・日常生活支援総合事業でございます。この分は、今現在、介護保険事業で訪問介護及び通所介護のサービスにつきましては、介護保険事業の予防給付で実施をしておりますけれど、市が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行しまして、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して高齢者を支援するということで、平成29年4月からの移行を予定しております。

(5)の認知症施策の推進としましては、次の①から④の事業について取り組むことといたしております。例えば、①の認知症を正しく理解できる環境づくりといたしましては、認知症のよき理解者、サポーターと呼んでおりますけ

ど、その方をふやしていくということで考えておりますし、今現在、オレンジ手帳の普及啓発に努めていくということで考えております。

次に、下の図でございますけれど、地域支援事業の推移ということで、平成26年度以降は見込みということで、これも左側の第5期は実績でございます、右側の第6期は計画でございます。今現在の地域支援事業につきましての実績と計画ということで見込んでおります。

以上、簡単ではございますけれど、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。部会での審議並びに取りまとめ、大変お疲れさまでした。

ただいまの報告、説明や計画書全体につきまして、御質問などございましたらよろしくお願いいたします。超高齢化社会を迎えておりまして、今後いろんなこと心配な面もあろうかと思えます。

大きく制度的に変わる部分がありまして、ちょっと今、説明があったんですけども、介護予防・日常生活支援総合事業というのは、今、(4)で説明をされた分ですけども、29年の4月から移行ということで、これの具体的な今後の、27年度、28年度、どういった形で29年度に入っていくのかなという、その部分について、考え方の御説明をお願いしたいと思えます。

○事務局

先ほど説明をいたしました一番最後のページの(4)の介護予防・日常生活支援総合事業ですけど、この分について若干説明不足だったんですけど、訪問介護・通所介護サービス、この分については、今現在、利用している要支援の方ですね、要支援の方が利用している訪問介護と通所介護サービスにつきまして、この分については、一応29年4月から総合事業に移行をするということで、この分についても介護保険料で賄うという事業でございます。

そして、27年度、28年度に、今現在、NPOとか民間企業、ボランティアなど、そういう新たな事業所、もしくは今現在の事業所等について、受け皿的に可能なのか、それを利用されてる方のいろいろ調査をしまして、29年度の実施に向けて進みたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○B委員

お願いといたしますか、要望といたしますか、それでもいいですかね。

○会長

はい、お願いします。

○B 委員

障害者福祉計画の29ページに今後の取組みというのがあります。この2点目の長崎県視聴覚障害者情報提供施設に対し積極的にかかわっていきまうことと、4番目の点字・音声訳による広報誌の充実を図りますということが、今後の取組みになっておりますけども、視力障害者が入っておられます盲老人ホーム光明荘が36年前から長崎県にただ1つあります。

昭和54年に50床で建てましたが、多かったので4年後にこれを80床にしました。ところが、ここ四、五年、いやもっと前からですか、入る方が減りまして10床以上空床になっており、なかなかふえないで困っています。10床以上になると赤字でございます。

特養や地域密着型の特養は待機者が多く、100名とか30名の待機者がおられます。

岡山県から入られた方が九州全部を探したけれど、どこも満員だったためこちらの施設に入っておられました。大体、市がやっている盲老人ホームは大抵満床なんです。

諫早市からは現在1割入っておられます。80床で8人です。他はもっと多いです。長崎とか佐世保は人口が多いので多いですけども、諫早市はこういう盲老人ホームがあって、1割しか入ってないです。養護と盲養護は市役所の措置で入っておられますので、これを協力していただけないか。金持ちは入れないし、子どもが市内にいれば入れないなどいろいろ制限があるようですが、市によっては幾ら金持ちでも入れるようなところもありますので、少し御検討いただけないかと思います。

○会長

今の件、いいでしょうか、事務局。

○事務局

今の状況ですけれど、定員80名に対して現在は、79名入っておられるということです。御指摘あったように、諫早市内の方は今現在8名ほど入っておられます。そして、他市のほうから入ってこられるという状況ですけれど、県内に1カ所しかない盲の養護老人ホームですので、全体的に見たら他市からも入ってこられるのかなと思っております。

そして、諫早市内の人を優先というか、基準的に該当する方について、こちらのほうでも基準どおりでやってるつもりではございますけれど、一応そういう基準に基づいて入所をしているという状況でございます。

○B 委員

所得制限をしないで入れるということはないですね、これからも。経済的に、

自分の家を持つとって家賃を取るとか、そういう人が入れんですね。

○事務局

入所の要件といたしましては、老人福祉法の第11条第1項第1号の規定によりまして、経済的な理由ということで、この分についても老人福祉法で決まった分について該当をするということであれば対象者としているというところでは、この分については、一応非課税世帯であるとか、そういう要件がございます。ですから、要するに県内全体の方から入るということがございますし、要件的には皆一緒の要件でしていると考えております。

○B委員

できるだけ入るように御配慮をお願いしたいと思います。終わり。

○会長

ありがとうございました。ほかの市の取り扱いなんか、諫早市と違った部分があるのかどうかという、その辺は調査といいますか、入所の基準について少し違いがある部分があるのかなのか、もう絶対一律なのか、少し施設によっても満杯のところがあって、諫早市の場合はかなりあきがあるというような状況だそうですから、その辺について少し調べていただくものなら調べていただいて、今後の対応策というものがあれば検討していただければということだと思います。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○B委員

はい、わかりました。

○会長

ありがとうございました。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

○C委員

ちょっとお尋ねしたいんですけど、4月から特養の入所基準が要介護度3以上になるように介護保険法が改正されるんですけども、都市部のほうでは確かに、もう要介護度3以上のものを入所されるような施設整備はもう当然不可能だと思っております。だから、当然、要介護度3以上の形になってるんですけども、こういった地方のほうでは、特に周辺部のほうでは、要介護度3以上に特に限定しますと、あきができる可能性があるんですね。それで、諫早市の姿勢として、特別なケースの場合、例えば認知症の人とか、あるいは虐待があるような人は要介護度1・2についても配慮ができるようになってるんですけど、そこら辺は、そういった施設の入所の状況に応じて柔軟に対応するような考え方はあるんでしょうか。

○事務局

その分につきましては、一応基本的には要介護3以上の方をということで、

先ほど言われた特別な事情、認知症とか虐待とか、そういう場合には要介護1・2でも可能ということで言われております。

それで、市自体としてはどうするかという分については、やはり一応国から示されている基準について、それを守っていくべきじゃないかなとは考えております。

○会長

ありがとうございました。

○D委員

諫早市では地域密着型のサービスですけれど、特に小規模特養等については、今後、3年間の間に整備するような御予定はございますか。もしくは、その地域密着型の内容についてわかっていれば。この本調査のほうに書いてあるかもしれないかもしれませんが、いかがでしょうか。

○事務局

先ほども言いましたように、地域密着型サービスというのは、先ほど29人以下のミニ特養というのを言ってますけれど、それとかグループホームとか小規模多機能施設、そういうのを地域密着型のサービスということで、諫早市民のみの方、住所ある方、その方が利用できるというサービスでございます。

そして、先ほど施設整備ということで、29人以下のミニ特については、第6期の計画でも施設を整備していくということで一応考えております。

○D委員

そうですか。地域密着型の場合は、ある程度、管理運営というのは市のほうに任せられるわけですから、先ほどありました入所基準とか、そこら辺は柔軟に対応していただければというのは、私のほうからの思いです。

それから、やっぱり基本的に介護難民と呼ばれるような、必要でありながらもどこにも行けないとか、そういう方がいない状態というのか、やっぱり安心して暮らせる町ですね、諫早はという方向にやっぱり考えていかないといけないということで言えば、よく他の地域で、通常の特養等に入れないので有料老人ホーム、それも特定施設入所生活介護ではない形の有料老人ホームを結構利用されてる人が今ふえてるということで、やっぱり行く場所がないと、お金かけてもやっぱりそこで24時間面倒見ていただけるのであればそういうところをお願いするしかないねという方向が出てますので、できればこういう公的な施設で、低額で看取りをしていただけるような場所が1つでも2つでも多いほうがと思うものですから、要望というんでしょうか、お願いしておきたいと思っております。

○事務局

地域密着型というのは、あくまでも諫早市民の方が利用できるサービスとい

う基本を持っていますので、諫早市民の方が利用できるサービスということで、その基本では進んでいきたいとは考えておりますけれど、言われた分の意見については、どういうのが考えられるか、ちょっと研究はしてみますけれど、基本的には諫早市民の方が利用できるサービスをということで考えております。

○会長

非常に今後の超高齢化社会でございますので、いろいろなケースが出てこようかなということだと思います。施設があるのにあきがいっぱいあるとか、本当に困ってらっしゃる方がたくさんいる、なぜ入れんのだろうかとか、そういう御意見がありましたけれども、入所基準の問題についても、いろいろ研究をしていただいて、よりよい方向に、安心して住めるような、そういう諫早市になってほしいということの御意見だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○E委員

身体障害者福祉協会のEといいますけども、その他のほうで御質問したほうがいいのかと思うんですけども、ちょっとわからないので教えていただきたいんですけども、それは、障害者のほうも関連するんですけども、御相談がありまして、もうすぐ65歳、要するに、皆さん方も御存じのように、65歳になりますと介護保険の適用になるんですね。しかし、障害者は64歳までは障害者サービスを受けてるんですよ。この関連で、要するに、もうすぐ65歳になります、独居老人ですね、それで、生活保護の受給者ですけども、40代で中途障害、1種1級の障害者手帳をお持ちの方なんですけども、現在、福祉サービスで居宅介護、生活介護を利用しております。誕生日まで障害福祉サービス、誕生日からは介護保険の該当になると言われたそうですけども、もちろんそういうふうに介護保険ではなってますけども、要するに何が問題かといいますと、介護保険の申請が認定まで1カ月から2カ月かかるんですね。そうしますと、障害福祉サービスの利用ができない。介護保険の暫定、見切り発車状態でサービスをしてくださいということでサービスを受けても、非該当で結果が出たときに、要するに高額な自費負担が発生する可能性があって、本人は非常に不安を抱えてるんですよ。

そこで、当局にちょっとお尋ねをしたいんですけども、介護保険の結果がおりるまで障害者サービスの利用の延期ができないのか。そして、要するに切れ目のないサービスで在宅生活を続けていくことがなぜできないのかということ。できないのであれば、障害のある方で65歳を迎える年齢の方は、誕生日の2カ月前から介護保険の申請を受理できないのかと、そうすれば空白の期間を少なくできるんじゃないかなと思うんですよ。

私、障害者の代表で来てるんですけども、この障害者の高齢の方々は非常にこのところが、今、難儀してるんですよ。ですから、他市に先駆けて、その辺の、諫早市はこういう感じで障害者の高齢の方も住みやすい町になりますよという御回答をいただければなと思うんですけども。

以上です。

○事務局

障害福祉課長の小林です。

先ほどの猶予期間がとれないのかということにつきましては、実際その介護のほうの認定に期間がかかるということで、それまでは、実際、障害福祉サービスのほうではっきり結果が出るまではサービスのほうを延長というか、実際に延ばしてますし、考え方としては、空白期間が出ないようなサービスの提供体制をとっているという状況です。

○森委員

行政のほうからそういうふうに言われたということですけども、今の課長の答弁ですと、障害者には安心していいですよって言っていいんですかね。

○事務局

はい。今の分については、実際そういう対応を既にしてますので、ひょっとしたらちょっと誤解とか行き違いがあっているのかもしれないんですけども、その空白期間が出ないような対応は今後もしていくということで御理解していただいて構わないと思います。

○E委員

ありがとうございます。非常に障害者はその辺が、介護になってからの認定のほうで期間が長くなるものですから非常に心配しておりますので、本当にいい回答をありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

特になければ、以上をもって質疑を終了したいと思います。

お諮りいたします。本案、諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画答申案について承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。それでは、本案を承認することといたします。

次に、答申書案についてを議題といたします。

ただいま御承認いただきました内容を、お手元にお配りしております答申書に添え、市長に答申いたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

御異議がないようですので、この答申書案を承認することといたします。

次に、諫早市健康福祉審議会運営要領の改正についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

こども支援課長の関でございます。私のほうから運営要領の改正につきまして御説明させていただきます。

議事資料4になります。4をごらんください。諫早市健康福祉審議会運営要領（案）というところがございます。

1枚おめくりいただいて、諫早市健康福祉審議会運営要領新旧対照表という表がございます。そちらをごらんください。左側が改正案、右側が現行の規定でございます。

改正内容につきましては、現在の部会の名称でございます次世代育成支援対策部会、これを子ども・子育て部会に名称を改称したいということでございます。それぞれ第3条第1項、それから第2項、それから第5条にそれぞれ規定がございますので、改正をしたいと思っております。

改正の内容ですけれども、先ほどの計画案で御説明申し上げましたけれども、子ども・子育て支援法という新しい法律ができて、それに基づく計画を策定し、実行することとなります。これにあわせて、名称も新しい法律の名称に合わせるということで、子ども・子育て部会に改称をしたいと思っております。

なお、第3条第2項第4号に所掌事務を書いております。改正案のほうをごらんください。（4）の①になります。子ども・子育て支援、次世代育成支援に関する事項でございますけれども、ここの部分につきましては、先ほど御説明させていただきました次世代育成支援に関する部分を新しい計画の中に盛り込みながら実行するところで、1つの文言で整理をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問などございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

よろしいでしょうかね。なければ質疑を終了し、お諮りいたします。

本案、諫早市健康福祉審議会運営要領案について承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。それでは、本案を承認することといたします。

それでは、最後になりましたけれども、その他ということで、委員の皆様から何かございませんでしょうか。何でも結構でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ないようでしたら、今後の日程について事務局から提案をお願いいたします。

○事務局

本日、取りまとめいただきました諫早市障害者福祉計画、諫早市子ども・子育て支援事業計画及び諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画につきましては、来週2月16日月曜日に会長及び各部会長から市長へ答申いただく予定としております。

また、次の審議会の開催につきましては、7月に第1回目の審議会を開催させていただきたいと考えております。来年度につきましては、諫早市地域福祉計画に係る諮問を予定しております。詳細につきましては、別途文書にて御連絡させていただきたいと思っておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○会長

ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

なければ、以上をもって議事を終了いたします。議事進行につきまして御協力いただきまして、大変ありがとうございました。後の進行は事務局をお願いいたします。

3. 閉会

○事務局

閉会に当たりまして、健康福祉部長がお礼を申し上げます。

○健康福祉部長

健康福祉部長の川口でございます。本日は、長時間にわたりまして御審議をいただきましてまことにありがとうございます。また、御会長様を初めといたしまして、それぞれの部会に所属をいただいております委員の皆様には、長期間にわたり、たびたびの御審議を賜っております。あわせて御礼申し上げます。

本日、取りまとめていただいた計画でございます。先ほど司会のほうからも説明がっておりますけれども、会長のほうから市長のほうに答申をしていただきます。その後に市の計画としての確定後、公開をしていくというように進めてまいりたいと思っております。今後の政策の根幹として各事業の具現化に生かしてまいりたいと考えております。

来年度以降につきましても、また地域福祉計画の策定などがございます。皆様の御協力をよろしく願いをいたしたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、平成26年度第2回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。ありがとうございました。